

久万高原町耐震改修促進計画

第1 基本方針

1 目的

久万高原町耐震改修促進計画（以下「町計画」という。）は、久万高原町地域防災計画及び愛媛県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）を踏まえ、建築物の耐震改修に関する法律（以下「法」という。）第5条第7項に基づき、地震災害に対する予防対策及び地震発生時における応急対策の推進を目的とする。

2 予防対策の推進

重点的に耐震化を図る建築物は次のものとし、法の積極的運用及び「住宅・建築物耐震改修等事業」等の活用により推進を図るものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築確認された住宅（ただし、建築確認不要の住宅にあっては、昭和56年5月31日以前に着工されたもの）
- (2) 第6条の規定による用途・規模等に該当する建築物（以下、「多数の者が利用する建築物等」という。）で、昭和56年5月31日以前に建築確認されたもの（以下、「特定建築物」という。）

3 応急対策の推進

応急対策は、町が会員である「愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会」（以下「協議会」という。）による「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（判定支援本部業務マニュアル、判定支援支部業務マニュアル、判定実施本部業務マニュアル、判定協力本部業務マニュアル、判定士招集連絡マニュアル、判定士業務マニュアル）」の運用によって推進を図るものとする。

第2 想定される地震の規模、想定される被害の状況等

国は、東日本大震災の教訓から、南海トラフにおける東海、東南海、南海地震の震源モデルを見直し、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「南海トラフ巨大地震」の被害想定を公表した。

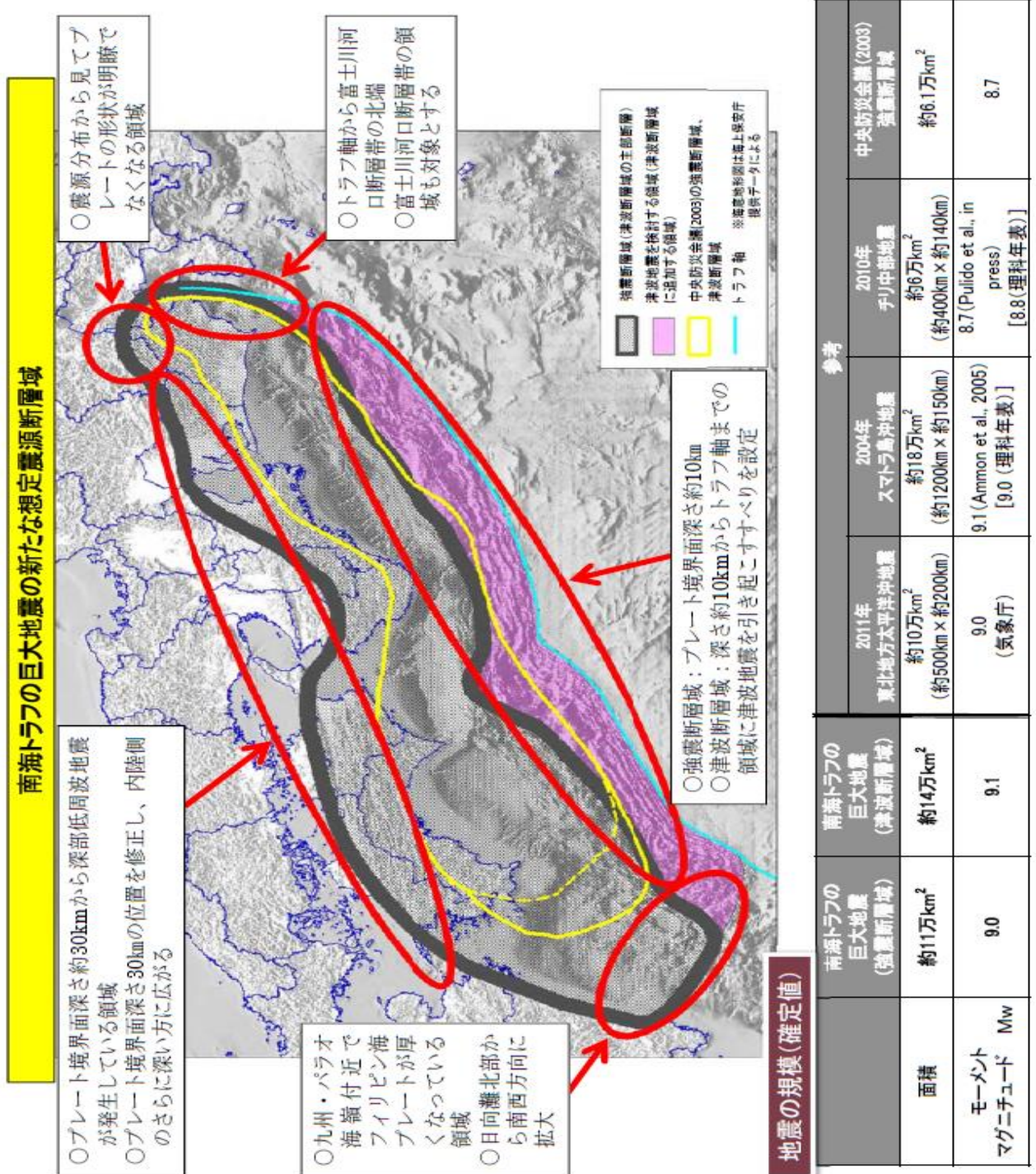
愛媛県においては、この「南海トラフ巨大地震」の強震断層域にほぼ全域が含まれているほか、愛媛県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震にも留意する必要があることから、平成12～13年度に実施した「愛媛県地震被害想定調査」を見直すこととし、平成25年6月10日に震度分布、津波浸水想定等、平成25年12月26日に人的、物的、経済被害及び対策を講じた場合の被害軽減等を公表した。

1 地震想定

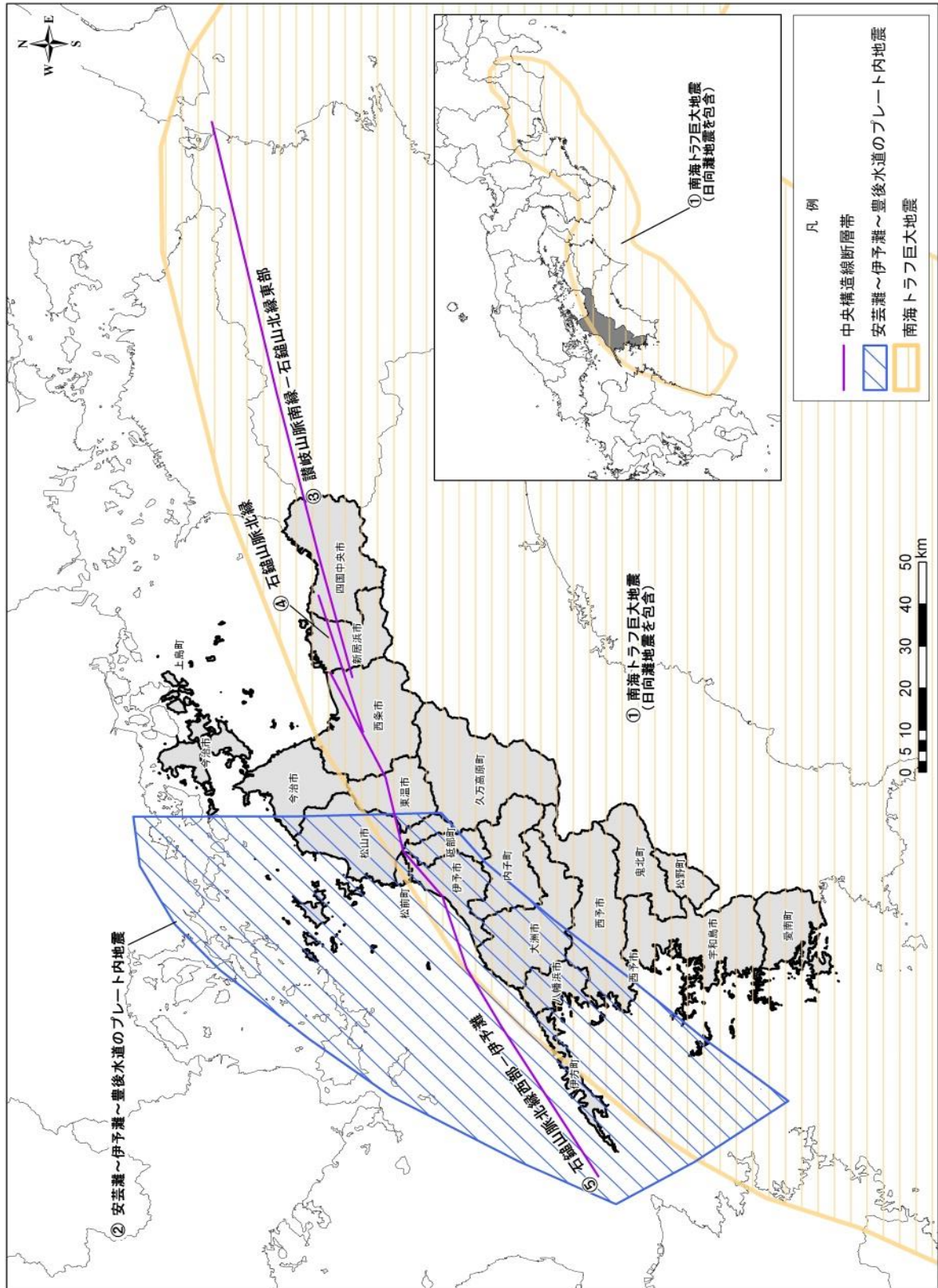
久万高原町地域防災計画（平成29年度）における本町の想定について、異なる特徴的な3シーンにより検討を行った。

（久万高原町地域防災計画（平成29年度）・総論 第4章第5による。）

【図1-1】想定地震の発生領域



【図1-2】想定地震の発生領域



(1) 想定地域単位

震度分布、液状化危険度、被害想定・・・125mメッシュ

津波高・浸水想定、津波に係る被害想定・・・10mメッシュ

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜	<ul style="list-style-type: none"> ・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 12時	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬 18時	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

国の科学的知見等に基づき、愛媛県における最大クラスの想定地震を設定しました。

名 称	マグニチュード
①南海トラフ巨大地震	9.0
②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（芸予地震）	7.4
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震（中央構造線断層帯）	8.0
④石鎚山脈北縁（岡村断層）の地震（中央構造線断層帯）	7.3
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）	8.0

2 想定される南海トラフ巨大地震の規模、想定される被害の状況

想定地震の揺れによって想定される建築物の被害については、以下のとおりである。

(1) 地震動

〈各想定地震における町の最大震度〉

南海トラフ 巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道の プレート内地震		讃岐山脈南縁 －石鎚山脈北 縁東部の地震	石鎚山脈 北縁 の地震	石鎚山脈北縁 西部－伊予灘 の地震
想定地震①	想定地震②	想定地震②'	想定地震③	想定地震 ④	想定地震⑤
6強	5強	5弱	5強	5強	6弱

(2) 被害想定

本町は南海トラフ巨大地震陸側のケースで最大の被害が想定されるため、同ケースの被害想定を以下に記載する。

〈南海トラフ巨大地震陸側のケース〉

ア 建物被害

全壊棟数					半壊棟数			
揺れ (棟)	液状化 (棟)	土砂災 害 (棟)	地震火災 (焼失棟 数) (棟)	合計 (棟)	揺れ (棟)	液状化 (棟)	土砂災 害 (棟)	合計 (棟)
1,007	26	39	10	1,082	3,671	48	92	3,811
屋外転倒・ 落下物の発生								
ブロック 塀・自動 販売機等 の転倒 (件)	屋外落下 物 (件)							
486	746							

※冬 18 時強風のケース。

イ 人的被害

死者数					
建物倒壊 (人)	うち屋内 収容物等 (人)	土砂災 害 (人)	火災 (人)	ブロッ ク塀倒 壊等 (人)	合計 (人)
負傷者数					
建物倒壊 (人)	うち屋内 収容物等 (人)	土砂災 害 (人)	火災 (人)	ブロッ ク塀倒 壊等 (人)	合計 (人)
自力脱出困難者・ 要救助者 揺れに伴う自力脱 出困難者 (人)					
83					

※冬深夜強風のケース。

ウ ライフライン被害

上水道（簡易水道）								
給水人口 (人)	発災直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
7,563	6,618	87.5	6,474	85.6	5,385	71.2	1,399	18.5
下水道								
給水人口 (人)	発災直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
5,365	4,955	92.4	4,179	77.9	1,508	28.1	32	0.6
電力								
電灯軒数 (軒)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
6,258	6,252	99.9	5,451	87.1	4,174	66.7	382	6.1
通信（固定電話）								
回線数 (回線)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
	不通回線 数 (回線 数)	不通回線 率 (%)	不通回線 数 (回線 数)	不通回線 率 (%)	不通回線 数 (回線 数)	不通回線 率 (%)	不通回線 数 (回線 数)	不通回線 率 (%)
10,500	10,450	99.9	9,624	92.0	2,908	27.8	1,752	16.8
L P ガス								
消費者戸 数 (戸)	容器転倒 戸数 (戸)	容器転倒 率 (%)	ガス漏洩 戸数 (戸)	ガス漏洩 率 (%)				
4,436	123	2.8	86	1.9				

※冬 18 時強風のケース。

エ 生活支障

避難者						帰宅困難者	
避難者計 (人)	避難者計（1週間後）		避難者計（1ヶ月後）		帰宅困難者 (人)	居住ゾーンの外への外出者 (人)	
	避難所 (人)	(人)	避難所 (人)	(人)			
1,401	841	2,652	1,326	2,571	771	829	518
物資不足量							
(1～3日合計)				(4～7日合計)		毛布 (枚)	
食糧 (食)	飲料水 (リットル)	食糧 (食)	飲料水 (リットル)				
5,669	0	16,180	0	1,557			
医療機能支障							
入院			外来				
需要量 (人)	供給量 (人)	不足量 (人)	需要量 (人)	供給量 (人)	不足量 (人)		
120	15	105	684	53	631		
仮設住宅 必要世帯 数	仮設トイレ不足量						
	1日後 (基)	1週間後 (基)	1ヶ月後 (基)				
132	3	4	3				

※冬 18 時強風のケース。

オ その他被害

災害廃棄物 (万トン)	要配慮者・避難 行動要支援者 (人)	文化財の被害			孤立集落 農業集落 (集落)	農業被害 液状化 被害面積 (m ²)
		揺れ (施設)	火災 (施設)	合計 (施設)		
8	265	1	0	1	27	197,368
ため池被害						
危険度ランク A		危険度ランク B		危険度ランク C		
危険箇所 数 (箇所)	保全世帯 数 (世帯)	危険箇所 数 (箇所)	保全世帯 数 (世帯)	危険箇所 数 (箇所)	保全世帯 数 (世帯)	
1	29	4	99	12	72	

※冬 18 時強風のケース。

(久万高原町地域防災計画 (平成29年度) ・総論 第4章第5 別表・4による。)

第3 耐震化の現状・目標

1 現状

(1) 住宅

平成29年3月31日現在・固定資産税課税台帳によると、町内における住宅の耐震化の状況は【表2-1】のとおり、住宅約4千戸のうち、昭和55年以前に建設された住宅は約2千5百戸である。

これらの住宅について、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、約41%と、全国平均(約82%)を下回る水準となっている。

【表2-1】住宅の耐震化の推計

区分	昭和56年 以降の住宅 ①	昭和55年以前の 住宅②		住宅数 ④ (①+②)	耐震性有 住宅数 ⑤ (①+③)	現状の 耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性 有③				
木造戸建	1,366	2,464		3,830	1,580	41.3%
		214				
共同 住宅等	19	11		30	20	66.7%
		1				
合計	1,385	2,475		3,860	1,600	41.5%
		215				

* 「共同住宅等」=木造戸建住宅以外の住宅(長屋、共同住宅、木造以外の戸建住宅等)

* 平成29年3月31日現在・固定資産税課税台帳からの棟数調べによる。

(2) 多数の者が利用する建築物等

建築物の状況調査結果によると、町内における法第6条第1号、第2号、第3号に規定される多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況は、【表2-2】及び【表2-3】のとおりであり、耐震化率は85.0%と全国平均の約85%と同じぐらいである。

【表 2 - 2】 多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状（平成 2 9 年度末）

区分	昭和 5 6 年 6 月 以降の建築物 棟数 ①	昭和 5 6 年 5 月 以前の建築物棟数 ②		建築物棟数 ④ (①+②)	耐震性有 建築物棟数 ⑤ (①+③)	現状の 耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性 有③				
法第 6 条 第 1 号	31	9	3	40	34	85.0
法第 6 条 第 2 号	0	0	0	0	0	00.0
法第 6 条 第 3 号	0	0	0	0	0	00.0
合計	31	9	3	40	34	85.0

【表 2-3】 多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状（所有者別）

区分	昭和 5 6 年 6 月 以降の建築物 棟数 ①	昭和 5 6 年 5 月 以前の建築物棟数 ②		建築物棟数 ④ (①+②)	耐震性有 建築物棟数 ⑤ (①+③)	現状の 耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性 有③				
公共 (町所有)	27	7	3	34	30	88.2
民間	4	2	0	6	4	66.7
合計	31	9	3	40	34	85.0

2 目標の設定

東南海・南海地震による人的被害を半減させるためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、県計画を踏まえ、現状の住宅の耐震化率約 26.1% を平成 32 年度末に 80% とすることを目標とする。

また、多数の者が利用する建築物等については、県計画を踏まえ、現状の耐震化率約 85.0% を平成 32 年度末に 90% とすることを目標とする。

第 4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る施策

1 住宅の耐震化の促進

(1) 耐震性能の情報提供

町は、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づく「木造住宅耐震診断事業」を実施し、所有者に耐震性能の情報提供を行うことにより、既存の木造住宅の耐震化を促進する。

(2) 木造住宅耐震診断・改修事業等の支援

町は、国庫補助事業等を活用して、耐震診断及び耐震改修等に対する助成を行うために、別に定める住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（県及び市町共同策定）に基づく取組みを実施し、所有者が「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」により実施する耐震診断・改修工事等について、久万高原町木造住宅耐震（診断・改修）事業等補助金交付要綱に基づき費用の一部について補助をする。

2 特定建築物の耐震化の促進

(1) 指導対象建築物

耐震診断を行うべき建築物の選定及び耐震診断を誘導すべき区域等の設定は、次の区分によって分類した建築物（既存建築物で昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築（着工されて工事中のものを含む）されたもの）を指導対象建築物とし、個別の建築物の状況を勘案して耐震改修の必要性が高いと思われる建築物から順次指導、耐震化等を行うものとする。

ただし、次の分類に属さない建築物であっても、特に耐震化の必要が高いものは対象建築物とすることができる。

特定建築物一覧

法	NO	用 途	特定建築物の規模要件
法 6 条 第 1 号	1	学校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
		2	体育館（一般公共の用に供されるもの）
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	

	18	公衆浴場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供されるもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
同 2 号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上お危険物を貯蔵、処理するすべての建築物
同 3 号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物

(2) 指導方法

- ア 対策の促進にあたっては、別に定める「耐震改修指導台帳」を作成し、指導対象建築物の耐震診断実施状況等についての積極的な把握に努め、効果的かつ継続的な対策の推進を図るものとする。
- イ 個別の指導対象建築物の所有者等に対する指導は、作成した台帳に基づき文書による耐震診断・耐震改修状況の把握及び啓発を行うこととする。

(3) 優先順位

優先的に耐震診断・改修を実施する建築物は指導対象建築物のうち、学校等で、避難場所や防災拠点となる公共性の高い施設とする。加えて、町が管理する施設については、自ら耐震性の確保に努めることとする。

(4) 「住宅・建築物耐震改修等事業」等の活用

耐震診断・改修の実施は、「住宅・建築物耐震改修等事業」及び「地域住宅交付金」の積極的な活用により推進する。

3 地震時の総合的な安全対策に関する事項

(久万高原町地域防災計画（平成29年度）・震災対策編 第1編第5章第4の抜粋による。)

(1) 建築主の責務

建築主は、自らの生命及び財産を守るため、次の事項を実施し、建築物の耐震性の向上を図る。

- ア 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講じる。
- イ 所有する建築物等の耐震性を「法」等に基づいて診断し、耐震性に欠けるものについては耐震補強等必要な措置を講じる。

(2) 町の役割

町は、次の事項を実施し、民間建築物の耐震性の向上、不燃化を図る。

また、防災拠点となる公共施設等の耐震化、不燃化についても、計画的かつ効果的な実施に努める。

ア 住民向けの「住宅相談窓口」を設置し、相談に応じる。

イ 特殊建築物の所有者・管理者に対して、防災知識の普及・啓発及び法令の周知を図るため、講習会を実施する。

(3) ガラスの飛散防止

町は、県と連携して多数の人が通行する市街地の道路等に面する建築物の窓ガラス、家庭内のガラス戸棚等の飛散防止による事故の防止及び安全対策等を啓発する。

(4) ブロック塀の倒壊・自動販売機の転倒防止

地震によりブロック塀が崩壊した場合、死傷者がでるおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動に支障が出る可能性があることから、町は、ブロック塀の設置者又は管理者に対し、安全なブロック塀の築造方法、既存ブロック塀の補強方法及びフェンスや生垣への転換等について周知、指導することとし、別に定める災害時の重要な避難経路等については、ブロック塀の安全確保を推進することとする。

また、同様に自動販売機についても、安全な設置方法について、周知、指導する。

(5) 家具等の転倒防止

町は、広報誌等を活用してタンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止及び安全対策等を指導する。

(6) 落下、倒壊のおそれのある危険構造物

地震の発生により、道路上及び道路周辺の構造物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、警察署長、電力会社及び西日本電信電話株式会社等は、次により、それぞれ道路周辺等の点検・補修・補強を行い、又は要請する。

(7) 屋根ふき材の脱落防止

地震時等に屋根ふき材が脱落・飛散した場合に、周辺建築物や通行人に被害を及ぼす可能性があることから、基準風速(※)34m/sの地域を重点的に取り組む区域として指定し、県及び市町は、当該地域における屋根ふき材の脱落防止対策を推進することとする。

(※)平成12年建設省告示第1454号2に規定する基準風速

4 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

(1) 県計画に記載された道路

県計画は、法第5条第3項第1号に基づく「建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路」として、「愛媛県地域防災計画」に位置付けられた一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路を指定している。

町内緊急輸送道路一覧（「愛媛県地域防災計画」から町内分を抜粋）

管理区分	路線名	区間
一次緊急輸送道路	一般国道33号	久万高原町中津～久万高原町東明神
	一般国道380号	久万高原町父野川～久万高原町露峰
	一般国道494号	久万高原町洪草～久万高原町東川
	主要地方道西条久万線	久万高原町東川～久万高原町七鳥
	一般県道東川上黒岩線	久万高原町東川～久万高原町上黒岩

	一般県道柳谷美川線	久万高原町日野浦～久万高原町中黒岩
二次緊急輸送道路	一般国道440号	久万高原町柳井川～久万高原町西谷
	一般国道494号	久万高原町東川～久万高原町東川
	主要地方道西条久万線	久万高原町七鳥～久万高原町久万

- (2) 沿道の建築物の耐震化の促進
町は、法6条第3号に基づく沿道の建築物の耐震化を促進する。
- (3) 避難路等の指定（久万高原町地域防災計画より抜粋）
町は、避難所の指定に併せ、町の現状を踏まえたうえで、次の基準により避難路を選定・整備する。

- ア 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し必要な幅員を有するものとする。
- イ 避難路は、相互に交差しないこと。
- ウ 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。
- エ 避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。

町は、避難路の選定にあたっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

5 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による住宅・建築物の被害を防止するため、安全な場所への移転や、土砂災害対策、また、造成された宅地の崩壊防止対策を推進する。

- (1) がけ地近接等危険住宅移転事業
町は、危険ながけ付近に建築された住宅の所有者等に対し、「がけ地近接等危険住宅移転事業（国庫補助事業）」の周知・啓発を行い、移転等を促進する。
- (2) 急傾斜地崩壊対策事業等
町は、がけ崩れ災害防止・軽減を図るため、「急傾斜地崩壊対策事業（県事業主体・国庫事業）」及び「愛媛県がけ崩れ防災対策事業（市事業主体・県費補助事業）」の推進を図り土砂災害対策の充実・強化を促進する。
- (3) 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業
大規模地震等により宅地が被害を受け、緊急輸送道路を閉塞させるなど土砂災害を起すおそれが認められる場合は、「住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業」の活用を検討する。

第5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 地震ハザードマップについて

愛媛県では、想定できる地震が発生した場合の人的被害や建物倒壊被害、火災被害などについて予測を行い、地震による地域の危険性を事前に把握するとともに、今後の防災対策の推進に反映させることを目的に、「愛媛県地震被害想定調査」が行われ、想定地震動による想定震度分布図などがインターネットによって公開している。

(<http://www.pref.ehime.jp/bousai/higaisoutei/higaisoutei.html>)

町では、町独自の地震ハザードマップは未作成であるが、久万高原町防災マップ

を作成し、住民に公表し、総合的防災の観点から周知に努めている。
(<http://www.kumakogen.jp/mobil/soshiki/2/1306.html>)

2 相談体制の整備及び情報提供について

(1) 法の普及・啓発

町は、建築技術者や建築物の所有者等に対し、法の周知に努めるとともに、既存建築物の耐震診断と改修に関する普及・啓発に努めることとする。

(2) 相談窓口の設置

町は、既存建築物の耐震診断と改修について、町民に正しい情報を提供するため、相談窓口を開設することとする。

(3) パンフレット等の活用

耐震診断及び耐震改修を図るための、国、県、関係機関作成のパンフレットを活用すると共に、町独自の事業についてもパンフレットを作成し町民に耐震改修の通知を図る。

3 自主防災組織等との連携

防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」ことであり、地域が連携して地震をはじめとする防災対策を講じることが重要である。現在、町内には140の自主防災組織があり、町と連携した活動・自主的な防災活動を通し、地域での主導的役割を担っている。

町は、建築物防災週間等の機会を活用し、自主防災組織や住民等に対する周知、啓発及び連携に努める。

第6 その他必要な事項

1 被災建築物応急危険度判定の実施

(1) 目的

地震により多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(2) 事前準備

ア 町は、愛媛県建築物耐震改修促進協議会（以下協議会という）を通じ、県、他の市町及び協議会参加団体（以下「団体」という。）と協力し、判定実施に際し円滑な運用が図れるよう努めるものとする。

イ 町は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に判定を実施する施設、区域及び判定建築物の決定方法を定めるものとする。

ウ 町は、応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）の育成に努めるものとする。

エ 町は、県と協力して判定資機材を備蓄するものとする。

(3) 判定の実施

ア 町は、地震により多くの建築物が被害を受けた場合は、被害状況を把握し判定の必要性を判断するものとする。

イ 町は、判定の実施を決定したときは、直ちに判定実施本部を設置するものとする。

ウ 判定実施本部は、被害状況により判定実施本部業務マニュアルに定める内容からなる判定実施計画を策定するものとする。

エ 町は、必要に応じて県に対し判定士、判定コーディネーターの派遣、資機材の調達等の支援要請を行い、実施体制の整備を図る。

(4) 県との連絡調整

ア 町は、判定実施本部の設置を決定したときは、速やかに県へ報告するものとする。

イ 判定実施本部は、県の判定支援本部と支援の内容、支援開始時期等について協議、調整を行う。

(5) その他

この計画の施行に関し必要な事項は、判定実施本部業務マニュアルに定める。

2 判定の実施体制

(1) 実施機関

実施計画の達成のため、県・他の市町及び団体と相互に連携を図り計画の効率的推進を図るものとする。

第7 実施期間

県計画に定める期間を実施期間として、その後も進捗効果を勘案しながら継続して実施する。

第8 計画の見直し

計画は必要に応じて見直すことができる。

第9 実施事項の分担

各実施事項の具体的方策については別途定める。

附則

この計画は、平成20年 4月 1日から施行する。

なお、「久万高原町既存建築物耐震改修促進実施計画」(平成18年1月27日制定)については、平成20年3月31日をもって廃止する。

附則

この計画は、平成30年 4月 1日から施行する。

附則

この計画は、令和 元年 9月 3日から施行する。

附則

この計画は、令和 4年 4月 1日から施行する。

○ブロック塀等の安全確保を推進する災害時の重要な避難路等について

耐震改修促進計画「第5 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」「7 地震等の総合的な安全対策に関する事項」に記載する、別に定める災害時の重要な避難路等については、以下に掲げるものとする。

1 緊急輸送道路

地震等災害発生後に、救助活動の円滑な実施や物資輸送の確保を行ううえで重要な道路

2 避難路

県内市町の地域防災計画において指定されている避難路

3 通学路

各学校が、幼児や児童等が通園又は通学の際の安全確保と、教育的環境維持のために指定している道路

4 大規模な災害が発生した場合において、その利用を確保することが重要な施設の沿道

(1) 県内の防災拠点となる施設の敷地の沿道

庁舎、警察署、病院など、大地震時等に防災拠点等となる施設の敷地の沿道

(2) 指定避難所の敷地の沿道

指定避難所（災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第49条の7第1項に規定する市町長が指定する指定避難所をいう。）の敷地の沿道